

研修テーマ：チーム学校と人材育成

1 学校の定義と設置

教育基本法が規定する「法律に定める学校」とは、学校教育法第1条で定義されている「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校」である。これらの学校は、「学校教育法1条校」と呼ばれることがある。また、教育については、憲法第26条及び教育基本法第1条に規定があり、学校はその役割を担っていることから「公の性質」を有している（教育基本法第6条）。なお、教育基本法第6条の規定は、憲法第89条の「公の支配」との関係を念頭に置いて規定されたものである。

学校を設置できるのは、国、地方公共団体、私立学校法に規定されている学校法人である（学校教育法第2条）。ただし、私立幼稚園には特例が認められている。また、構造改革特別区域法によりNPO法人や学校設置会社が、例外的に学校を設置できることになっている。

学校の設置者とその設置する学校に関しては、学校教育法第5条において規定されており、学校の設置者は、設置する学校を管理する権限が認められる（設置者管理主義）一方、学校運営に必要な経費を負担する（設置者負担義務）こととなっている。

【日本国憲法】

第二十六条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第八十九条

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

【教育基本法】

第一条（教育の目的）

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第五条（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

第六条（学校教育）

法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じ

て、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

第十四条（政治教育）

良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第十五条（宗教教育）

宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

【学校教育法】

第一条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第二条

学校は、国（国立大学法人法に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人法に規定する公立大学法人を含む。）及び私立学校法第三条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる。

2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

第三条

学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第五条

学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

第十六条

保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第十七条

保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

② 保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

第三十三条

小学校の教育課程に関する事項は、第二十九条及び第三十条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第三十四条

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

第三十八条

市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもつてこれに代えることができる。

第四十九条

第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

【学校教育法施行規則】

第五十二条

小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

第七十四条

中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。

【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律】

第一条（この法律の目的）

この法律は、教科用図書の無償給付その他義務教育諸学校の教科用図書を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科用図書の採択及び発行の制度を整備し、もつて義務教育の充実を図ることを目的とする。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第二十一条（教育委員会の職務権限）

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

1 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。

【教育職員免許法】

第三条（免許）

教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。

3 特別支援学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

4 義務教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

5 中等教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

6 幼保連携型認定こども園の教員の免許については、第一項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところによる。

第三条の二（免許状を要しない非常勤の講師）

次に掲げる事項の教授又は実習を担当する非常勤の講師については、前条の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。

一 小学校における次条第六項第一号に掲げる教科の領域の一部に係る事項

二 中学校における次条第五項第一号に掲げる教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項

三 義務教育学校における前二号に掲げる事項

四 高等学校における次条第五項第二号に掲げる教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項

五 中等教育学校における第二号及び前号に掲げる事項

六 特別支援学校（幼稚部を除く。）における第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに自立教科等の領域の一部に係る事項

七 教科に関する事項で文部科学省令で定めるもの

2 前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第五条第七項で定める授与権者に届け出なければならない。

法律に定める学校と学習塾や習い事教室との相違

法律に定める学校は、「公の性質」を有することに対して、学習塾や習い事教室は、設置者の存在や設置基準が設けられておらず、私的性質を有している。

比較項目	学校	学習塾や習い事教室
①公共性	・すべての国民が、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。(憲法第26条)	・法令の保障のない私教育である。
②目的	・「人格の完成」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者としての必要な資質を備えた心身ともに健康な国民」を育成する。(教基法第1条)	・教育サービスを提 供することで営利を得ること。
③義務	・保護者には、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務がある。(憲法第26条、教基法第5条1項、学教法第16条) ・地方公共団体に学校設置義務がある。(学教法第38条(小学校)、第49条(中学校))	・義務はない。 ・設置者を規定していない。 ・地方公共団体に設置義務はない。
④中立性	・政治的、宗教的(公立学校)に中立である。(教基法第14条2項、第15条2項)	・制限はない。
⑤設置者	・国、地方公共団体及び法律に定める法人。(教基法第6条、学教法第2条)ただし、特例がある。	・設置者に制限はない。
⑥設置基準	・学校の種類に応じて、設備、編制その他に関する設置基準に従って設置する。(学教法第3条)	・設置基準はない。
⑦教育委員会	・公立学校は、教育委員会の管理下にある。(地教行法第21条)	・管理下でない。
⑧教職員	・教育職員は、教員免許状を有するものであること。ただし、教員免許法第3条2項により教員免許状を持たないものでも、教科・領域の一部に係る事項に特別非常勤講師として充てることのできる。(免許法第3条)	・教員免許状を有しなくてもよい。
⑨教育課程	・学習指導要領に従う。(学教法第33条、学教法施規第52条(小学校)、第74条(中学校))	・学習指導要領によらなくてもよい。
⑩教科用図書	・文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用しなければならない。(学教法第34条1項(小学校)、第49条(中学校))	・教科用図書の使用義務はない。
⑪授業料	・国、公立学校(義務教育)は無償である。(憲法第26条、教基法第5条4項、教科書無償措置法第1条)	・通常は有償である。

2 学校設置基準

学校における教育の質を保証するための基準として、設置基準が設けられている。そして、学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じて、設置基準に従って設置しなければならない(学校教育法第3条)。

学校設置基準は、多様な学校の設置を図る観点から、最低基準として位置付けられ、地方分権を一層推進する観点から、地域の実情に応じた対応が可能となるよう、弾力的な規定となっている。小・中学校の設置基準の規定内容としては、一学級の児童・生徒数、学級の編制、教諭の数等、施設及び設備(校舎及び運動場の面積等、学校に備えるべき施設、校具及び教具等)等がある。また、学校の施設・設備に関しては、学校教育法施行規則第1条、学校保健安全法第6条にも基本的な事項が規定されている。

学習指導要領の改訂や学校施設を取り巻く今日的な課題に対応するため、また、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向け、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方を推進する観点から、令和4年6月に小・中・高等・特別支援学校施設整備指針が改訂された。これにより、新学習指導要領への対応、ICTを活用できる施設・整備、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組、教職員の働く場としての機能向上、地域との連携・協働の促進、学校施設の機能向上、変化に対応できる施設整備の観点から充実が図られた。

例えば、ICTを活用できる施設・整備については、新学習指導要領に新たに盛り込まれた内容、遠隔教育の推進によるさまざまな状況に対応した教育の充実、児童生徒の学習状況に応じた指導の充実を図ることの必要性が指摘されていることなどが記載されている。そして、ICTを活用した教育を充実させるためには、ICTを日常的に活用できる環境とすることが重要であり、普通教室に大型提示装置を設置すること、タブレットPCなど情報端末の収納・充電場所を確保すること、タブレットPCなどの機器の使用を前提とした机の形状や教室の明るさ・広さについても検討することが重要との考えが示されている。

【学校教育法施行規則】

第一条

学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

2 学校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない。

【学校保健安全法】

第六条(学校環境衛生基準)

文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校環境衛生基準」という。)を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 学級編制と教職員の配置

学校の学級数については、小学校では12学級以上18学級以下を標準としている（学校教育法施行規則第41条、第42条）。これは、中学校にも準用される。ただし、地域の実態等により特別の事情のあるときは、例外が認められている。

1学級の児童生徒数の基準は、小学校の同学年の児童で編制する学級においては、第1学年の児童で編制する学級にあつては、35人、令和3年4月施行の義務標準法の一部を改正する法律により、令和3年度の第2年学年から学年進行により段階的に40人から35人とした数を標準として都道府県教育委員会が定めることとなっている。中学校では40人、高等学校では全日制・定時制ともに40人、特別支援学校小・中学部は6人、高等部は8人、障害を二以上併せ有する児童・生徒で編成される学級においては3人である。また、学校に置くべき教職員の種類及び職務内容については、学校教育法に規定されている。学校教育法第7条において、「学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。」と規定するとともに、学校種別に置くべき教職員の種類、職務内容について定めている。なお、これらの教職員の置くべき数については、校長など必ず一人は置かなくてはならないもののほか、学校教育法の規定はない。これについては、「小学校設置基準」や「中学校設置基準」、「高等学校設置基準」や令和4年4月1日から施行された「特別支援学校設置基準（編制並びに施設及び設備に係る規定については令和5年4月1日から施行）」により定められているほか、公立義務教育諸学校については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、公立高等学校については「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」特別支援学校においては各学部ごとに関連する法律により規定されている。この法律は、教職員定数の標準を示しており、実際の教職員の配置は、各都道府県の判断で行われている。

【学校教育法】

第七条

学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

【学校教育法施行規則】

第四十一条

小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第四十二条

小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、五学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

【公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律】（義務標準法）

第三条（学級編制の標準）

公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以

下单に「指定都市」という。)を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。) 町村の設置する小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)又は中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。)の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	同学年の児童で編制する学級	三十五人
	二の学年の児童で編制する学級(=複式学級)	十六人(第一学年の児童を含む学級にあつては、八人)
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人
中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	二の学年の生徒で編制する学級(=複式学級)	八人
	特別支援学級	八人

第六条(都道府県小中学校等教職員定数等の標準)

各都道府県ごとの、都道府県及び市町村の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程(学校給食法第六条に規定する施設を含む。以下この項において同じ。)に置くべき教職員の総数(以下「都道府県小中学校等教職員定数」という。)並びに各指定都市ごとの、指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程に置くべき教職員の総数(以下「指定都市小中学校等教職員定数」という。)は、それぞれ、次条、第七条第一項及び第二項並びに第八条から第九条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。この場合においては、各都道府県が定める都道府県小中学校等教職員定数及び各指定都市が定める指定都市小中学校等教職員定数ごとに、それぞれ、当該各条に規定する数を標準として、当該各条に定める教職員の職の種類別の区分ごとの総数を定めなければならない。

2 都道府県小中学校等教職員定数については、第七条第一項第一号から第三号まで及び第三項、第八条第一号並びに第九条第一号から第三号までに規定する学級の数、第三条第二項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準により算定するものとする。

第六条の二 校長の数は、小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に一を乗じて得た数とする。

第七条～第九条(略)

なお、高等学校および特別支援学校の教職員定数の標準については、設置する課程、学科、規模、支援学校の区分等により算出される。

(参考)「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」

4 校務分掌

「チーム学校」といわれるように、学校は一つの組織体である。したがって、各学校においては、校務（言い換えれば、学校としてなすべき仕事）を適正かつ効果的に処理するために、各教職員が仕事を分担し、その仕事を一定の秩序の下に処理する仕組みを整えなければならない。

このような観点から、校務分掌とは、校務を処理するための組織を整え、個々の教職員に校務を分担させることをいう。このことは、学校教育法施行規則第 43 条に規定されている（中学校については、第 79 条に準用規定がある）。「校務分掌の仕組みを整える」とは、「学校において全教職員の校務を分担する組織を有機的に編制し、その組織が有効に作用するように整備すること」である（文部事務次官通達「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」文初地第 136 号昭和 51 年 1 月 13 日）。

基本的に校務分掌は、学校が組織として運営されるためにあるが、従来の学校は、内向きな学校構造「学年・学級王国」を形成し、担当が個人として、決められた校務を処理する傾向にあった。しかし、今日の複雑化・多様化する課題に対応するためには、学校運営が組織的に行われる体制を実現する必要がある。そこで、中央教育審議会は、平成 10 年に学校運営組織の見直しを答申し、その結果、職員会議、主任制の在り方等が見直された。平成 19 年に学校教育法を改正し、副校長や主幹教諭、指導教諭を新たに置くこととしたことも、このような時流によるものである。

なお、学校の組織編成は、教育委員会の職務権限とされている（地教行法第 21 条第 5 項）が、学校管理規則等において、この権限が、校長に委任されている例が多い。

【学校教育法施行規則】

第四十三条

小学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第二十一条（教育委員会の職務権限）

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

第一項～第四項 略

五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

第六項～第十九項 略

【徳島市立小学校及び中学校管理規則】

第 9 条の 2(校務分掌)

校長は、職員の校務分掌を定め、学年始めに職員組織表により委員会に報告しなければならない。

5 職員会議

職員会議は、校長が職務を遂行するに当たり、それを補助する機関として位置付けられるべきものである。しかし、その性格をめぐり多くの誤解が生じていたため、平成 12 年に学校教育法施行規則が改正され、職員会議の法的根拠が新設された（学校教育法施行規則第 48 条、第 79 条、第 104 条、第 113 条、第 135 条）。

校長は、校務をつかさどり所属職員を監督する責任と権限を有しているので、学校運営上の必要な業務は、学校段階においては、最終的に校長の責任と権限に基づいて処理されなければならない。また、校長は、上司として所属職員に対して校務を分担させるとともに、校務の処理について必要に応じて指示をするなど、職務命令を発することができる。

このことから、職員会議は、校長の責任と権限を前提として、その職務の円滑な執行を補助するものとして位置付けられている。

一方、大学における教授会は、大学における重要事項を審議するために設けることが法律で規定されている（学校教育法第 93 条）。これに対し、職員会議は、学校の最終的な責任者としての校長の責任と権限を踏まえ、これを補助するものとして位置付けられているところから、教授会とは法的性格が全く違う。

なお、職員会議は、「校長が主宰する」こととなっている。主宰とは、「人々の上に立って全体をまとめること。また、その人。（デジタル大辞泉）」という意味であるため、「校長が主宰する」とは、校長には、職員会議について必要な一切の処置をとる権限があり、校長自らが職員会議を管理し運営するということである。

職員会議の機能としては、次の 3 点が挙げられる。

- ① 教育委員会の指示や連絡事項を伝え、理解させたり、校長の決定、判断、方針等を職員に伝達し、理解させたりするなど縦の連絡調整機能
- ② 各職員の担当している校務の報告、情報交換、諸行事の調整など横の連絡調整機能
- ③ 校長の意思決定をより適正なものとするため職員の意見を聞くなど、校長の行う意思形成への参加機能

学校においては、校長が中心となり全員が一体となって学校運営に取り組む必要がある。そのためには、全教職員の意思疎通を図ることが重要であり、その意味において、職員会議の果たす役割は大きい。したがって、職員会議の位置付けと運営を適切に行わなければならない。

【学校教育法施行規則】

第四十八条

小学校には、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

2 職員会議は、校長が主宰する。

【学校教育法】

第九十三条

大学に、教授会を置く。

② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

6 学校事務の管理

学校には多くの文書が管理されている。情報公開が強調される一方で、個人情報の保護を求められることから、学校における表簿・文書の取扱いや適切な管理は、学校管理職にとって必須の業務となる。校長は、表簿・文書の取扱い及び管理の全責任を負う。

学校に備えるべき表簿の種類については、次の4点が挙げられる。

- ① 学校教育法施行規則第28条によるもの
- ② 各市町村立学校管理規則によるもの
- ③ 学校保健安全法、学校給食法、その他教育に関する諸法規によるもの
- ④ 学校が必要と認めたもの

なお、指導要録の作成に関しては、学校教育法施行規則第24条で、出席簿については、第25条で規定されている。

《表簿の分類と保存期間》 「徳島県教育事務の手引き」より転載（一部修正）

◎………… 学校教育法施行規則第28条 ○………… 各市町村立学校管理規則

△………… その他の諸法規

大分類	中分類	表 簿 名	根拠	保存年	具体的表簿又は補助的表簿
庶 務	学 校 経 営	学校沿革誌	○	永	
		学校に関係ある法令	◎	5	
		日課表	◎	5	学校要覧
		教育課程表			
		引継簿		永	事務引継簿
		担任学級、教科及び時間表	◎	5	学校要覧、校務分掌表
	学校日誌	◎	5		
	調 査	学校基本調査	△	1	学校基本調査 児童生徒数調
	文 書	往復文書処理簿	◎	5	文書受付簿 文書発送簿
	規 程	学校において定めた規程	○	5	職員服務規程、文書規程 防火防災対策要領

大分類	中分類	表 簿 名	根拠	保存年	具体的表簿又は補助的表簿
人 事	服 務	職員名簿	◎	5	職員組織表綴
		履歴書綴	◎	5	人事記録カード、旧職員履歴書綴
		出勤簿	◎	5	
		指定簿	△	3	
		出張命令簿	△	5	
		諸届願出簿			
		辞令写簿		永	
		年次有給休暇綴			
	給 与	給与に関する表簿			住居届綴、単身赴任届綴、管理職員特別勤務実績簿、通勤届綴、給与支給明細書綴、扶養親族異動届綴、教育業務連絡調整手当実績簿、特殊業務手当実績簿、特定個人情報等管理簿
	福利厚生	共済組合・互助組合綴			給付金支給明細書 特定個人情報等管理簿
教 育	学 籍 管 理	卒業証書授与原簿	○	永	卒業生名簿綴、受賞者名簿綴
		指導要録及びその写 ・入学等の学籍に関する記録 ・その他の記録	◎ ◎	20 5	入学生名簿綴
		除籍簿	◎	20	
		転出入児童生徒名簿			転入通知書綴
		出席簿	◎	5	出席統計
	児童生徒	就学援助関係綴 教科書関係綴	◎	5	世帯票、就学援助支給原簿 教科用図書配当表、教科書無償関係報告書
	保 健 衛 生	保健日誌			
		学校医、学校歯科医、学校薬剤師 執務記録簿	◎	5	
		児童生徒健康診断票	◎△	5	
		児童生徒歯の検査票	◎△	5	
		職員健康診断票	△	5	
		独立行政法人日本スポーツ振興 センター関係綴			
	指 導 ・ 研 究	各教科綴			
		給食関係			
		図書館関係			
		行事記録簿			運動会、遠足、修学旅行等

大分類	中分類	表 簿 名	根拠	保存年	具体的表簿又は補助的表簿
財 務	施設	資産原簿	◎	5	施設台帳、建築設計書、防火対象物維持台帳
	備品	図書、機械、器具、標本、模型等の の教具の目録	◎	5	備品台帳 図書台帳
	経理	出納簿及び経費の予算決算につ いての帳簿	◎	5	学校会計簿 予算関係綴

【学校教育法施行規則】

第二十四条

校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

② 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

③ 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

第二十五条

校長（学長を除く。）は、当該学校に在学する児童等について出席簿を作成しなければならない。

第二十八条

学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 一 学校に関係のある法令
- 二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- 七 往復文書処理簿

② 前項の表簿（第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。